

年度	年度	受付番号	共有管	第	号
----	----	------	-----	---	---

給水装置工事申込書

(共有管用)

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

大阪広域水道企業団水道事業給水条例及び四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団給水条例施行規程(以下「条例等」という。)を水道の給水契約の内容になること、また条例等改正後は改正内容となることを確認し、大阪広域水道企業団水道事業給水条例第10条の規定により、下記の誓約事項を守り給水装置工事を申し込みます。

住所	住所
申込者	指定工事店 名称
氏名	代表者名
※自署又は記名押印	主任技術者名
	主任技術者交付番号 第 号

給水装置の設置場所 四條畷市
【住居表示及び区画番号のある場合】 **【四條畷市** 区画番号 ()

誓約事項

私は、本申込みの給水装置に関する管理を次項のとおり誓約します。

- 緊急やむを得ない場合の給水制限・断水等により損害を生じても、企業団に対して損害を請求しません。
- 本申込みの共有管部分（給水分岐以外全ての部分）については、工事竣工検査合格後、企業団に寄付します。ただし、寄付後1ヶ年間は寄付物件に故障や漏水等が生じた場合は、自費で責任をもって処置します。
- 給水装置に使用する材料の構造及び材質は、企業団の指定したものを使います。
- 寄付物件より新たに給水分岐されても、異議ありません。
- 本申込みの給水分岐部分については、竣工検査合格後1ヶ年以内に給水申込みをします。
 なお、期日までに給水申込みが出来なかった場合は、早急に撤去申込みを行い自費で撤去します。
- この工事に関して利害関係人その他の者から異議があった場合、全て工事申込者の責任において解決します。
- 本申込みの給水分岐部分を第三者に譲渡する場合は、譲受人に対して一切の権利義務を継承します。

外線工事	要・否	道路占用申請	要・否
共有管	口径	延長	
	φ mm	m	
	φ mm	m	
給水分岐	口径	箇所数	
	φ mm	箇所	
	φ mm	箇所	
納付金額 (内訳)		竣工検査手数料は、別途必要	
設計審査手数料 (第43条)	口径	単価	金額
納付金額 合計			

水道センター使用欄				四條畷水道センター	
水道技術管理補助者	課長	チーフ	受付		

委 任 状

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

私は、本給水装置工事を行うに当たり、工事に必要な一切の権限を指定工事店 _____
の主任技術者 _____ に委任します。

委任者

住所

氏名

※自署又は記名押印

特記欄